



平成30年7月豪雨におきまして、被災地および周辺地域の被害にあわれた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧、振興を心よりお祈り申し上げます。

JDA 第23回通常総会開催 6月25日(月) 東京・鉄鋼会館



公益社団法人全国運転代行協会第23回通常総会が、6月25日(月)午後1時から東京都中央区の鉄鋼会館において開催されました。来賓として警察庁交通局企画課林課長補佐、横井係長、国土交通省自動車局旅客課旅客運送適正化推進室小守谷室長、東京交通新聞社武本社長にご出席をいただき、丹澤会長の挨拶に続いて林課長補佐、小守谷室長よりそれぞれご挨拶をいただいた後、以下の議案審議に入りました。議案は第1号議案から第7号議案まで全て異議なく承認・可決されました。

JDA 第23回通常総会報告及び議決事項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 平成29年度事業報告・決算報告の件 |
| 第2号議案 | 平成30年度事業計画案の件 |
| 第3号議案 | 平成30年度収支予算案の件 |
| 第4号議案 | 定款改定の件 |
| 第5号議案 | 会費規則改定の件 |
| 第6号議案 | 役員選任の件 |
| 第7号議案 | その他 |

会長挨拶

公益社団法人全国運転代行協会
会長 丹澤 忠義



公益社団法人全国運転代行協会の第23回通常総会開催にあたり、挨拶申し上げます。

思えば四半世紀前、運転代行業界の組織化を意図した機運が生じ、いくつかの曲折を経て平成8年全国運転代行協会が発足し、以来「法制化」「健全化対策」「利用者保護対策」等の策定において協会は業界の要望意見を行政との窓口として対応を行ってまいりました。

しかし、永年運転代行業が飲酒運転根絶の受け皿としての社会的役割を胸を張って果たしているとは言い切れない状況にあることは、会員各位が十分自覚されていることと存じます。当協会は一貫して真面目に事業に取り組んでいる事業者のみが存続できる業界たべく、諸活動に取り組んでいることと併せて、行政にも業界健全化のための諸施策実現を訴え続けてまいりました。

本年度はその一環として、代行料金の不透明感を払拭するための料金メーター搭載の方向付け推進、健全化促進のため街頭パトロール、違法行為に対する通報制度の実施に取り組み、一定の成果を挙げることができました。

また、業界最大の懸案事項である最低利用料金に関して昨年末閣議決定により、各都道府県で地域に即した料金の算定を条例で規定することが可能という事に決まりました。

この事により、ダンピング競争で収益が上がらないため、白タク行為、AB間輸送、無保険、労基違反、人手不足、ドライバーの高齢化、事故多発等の問題が解決に向かう大きな機会が到来しました。

このチャンスを活かし地域での組織的意見（社団協会員増強力）を結集して自分たちの代行は自分たちで護るために、適正料金設定についての話し合いをし、行政と向き合う行動を起こしましょう。

健全に事業に取り組んでいる事業者が、安定した経営が行えるほか、社会に必要不可欠な運転代行業として誇りを持って、安心して次の世代にバトンタッチできる業界とすべく、任期一杯老体ですが全力を投球する所存であります。

終わりに皆様の事業のご発展とご健勝を祈念して挨拶といたします。

来賓・行政担当官ご挨拶

警察庁 交通局

交通企画課 林 和宏 課長補佐



公益社団法人全国運転代行協会の第23回通常総会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日御参会の皆様方には、平素から、警察行政の各般にわたり、深い御理解と多大な御支援をいただいておりますことに対し、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、平成29年中の交通事故情勢につきましては、発生件数、死者数及び負傷者数のいずれも前年と比較して減少し、特に死者数は3,694人と、警察庁が保有する昭和23年以降の統計で最少となりました。

これも、貴協会をはじめとする関係各位の御尽力のたまものであると改めて感謝する次第であります。

しかし、交通事故死者は、依然として、歩行中・自転車乗用中が全体の約5割を占め、高齢者の割合も高い水準にあるほか、飲酒運転等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たないなど、厳しい状況にあります。

また、飲酒運転による交通死亡事故は、204件と、前年より9件(4.2%)減少していますが、依然として多くの尊い命が飲酒運転によって失われていることに変わりはありません。

警察といたしましては、交通事故実態の詳細な分析に基づいた交通安全教育や広報啓発、交通事故抑止に資する指導取締りや街頭活動、交通安全施設の整備等の各種施策をなお一層総合的かつ強力に推進しているところであります。

とりわけ、飲酒運転根絶の観点からは、その受け皿としての運転代行サービスの普及促進を図っていくことが重要であると認識しております。

平成29年末現在、全国で8,850業者が都道府県公安委員会の認定を受けて営業を行っており、その従業員数は7万6,275人、随伴用自動車の台数は2万5,753台となっています。また、平成29年中の代行運転自動車及び随伴用自動車に係る交通事故件数は、770件(前年比+23件)で、このうち死亡事故件数は10件(前年比+2件)となっております。

警察庁では、平成28年3月に国土交通省において取りまとめられた「利用者保護に関する諸課題への対策」等を踏まえ、自動車運転代行業の業界団体が実施する自主的な街頭パトロール活動や通報制度の試行実施などの違法行為防止活動に関し、都道府県警察に対して、引き続き、各都道府県担当部局と緊密な連携を図り、必要な協力を行うよう示達しているところであります。

貴協会におかれましては、自動車運転代行業の健全化のために様々な取組を推進していただいているところでございますが、今後とも、安全で快適な交通社会の実現に向け、なお一層の御協力、御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、貴協会の一層の御発展と、本日御参会の皆様方のますますの御健勝、御多幸を祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

来賓・行政担当官ご挨拶

国土交通省 自動車局旅客課
旅客運送適正化推進室 小守谷 昌利 室長



国土交通省自動車局旅客課旅客運送適正化推進室の小守谷です。

本日も貴協会の第23回通常総会にお招きいただきありがとうございます。

また、皆様には常日頃より国土交通行政へのご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

運転代行業につきましては、貴協会及び本会場におられる会員の皆様を始めとする多くの方々の努力により、利用者の方々に対する安全安心なサービスが提供され、飲酒運転の未然防止に寄与しております。

国土交通省では、貴協会と意見交換を行いながら、平成28年3月にとりまとめました利用者保護対策（「自動車運転代行業における適正な業務運営の確保に向けた利用者保護に関する諸問題への対応方針」）に基づき、平成28年3月に、料金制度に関するガイドラインの策定、同年10月に、随伴用自動車に係る損害賠償措置を定めた標準約款の改正及び随伴用自動車の適正な表示に関する告示の改正、平成29年3月には、損害賠償責任共済契約失効者に対する厳正な対応及び立入検査等の強化を図るため、都道府県に対する技術的助言を行いました。引き続き、運転代行用料金メーターの義務化等につきましても、貴協会とともに検討して参ることとしております。

貴協会等におかれましても、この対応方針に基づき、業界の自主的な取組として、平成28年5月に共済組合による運転代行ドライバー用心得の作成、平成28年10月には代行運転役務の提供の事前説明書面の標準化、平成29年1月からは街頭パトロール・通報制度のトライアルを実施して頂いております。

この通報制度のトライアルに関しましては、取り組まれた地域では一定の効果が得られたと伺っておりますので、引き続き、各地の取組を整理頂きながら対象地域の拡大を模索頂きたいと思っております。

また、今年末までには地方分権への要望に応える最低料金の条例化を可能とする各都道府県に対する通知について、国土交通省から発出することとしております。

国土交通省は、引き続き、貴協会との意見交換、都道府県や警察などの関係省庁との連携を図りながら、業界の適正化及び利用者保護に取り組んでまいります。

運転代行業会の健全な発展、社会的地位の向上、そして国民の信頼を得られるサービスとなるために、貴協会には引き続き組織強化と活性化に努めていただき、名実ともに業界のサポート及びリード役を担われることを期待しております。

最後になりますが、貴協会並びに運転代行業界の益々のご発展と本日で列席の皆様の御健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

定款の改定について

協会の組織運営・活動を円滑に行うため、副会長を1名から2名に増員することと議決いたしました。

第21条（役員の設置）

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち2名を副会長、1名を専務理事とする。

事務局から、同封の改訂後の定款をご確認ください。

会費規則改定について

2008年施行された公益法人制度改革にあたり、当協会は公益認定を目指すことを組織決定いたしました。公益認定の3要件は、「公益事業比率二分の一以上」「収支相償」「遊休財産保有の制限」であります。

昨年11月29日に行われた内閣府公益認定等委員会による当協会への立入検査で、財政状況が寄付金によって左右されているとの指摘を受け「安定した財政運営を行うこと」とのご指導をいただきました。

これまで協会として、理事、支部長が一体となって組織拡大に努めて参りました。つきましては、安定した財政運営のためには、会費を下記のとおり改定せざるを得ない状況にあると判断され、総会において議決されました。

○ 会費の支出は、公益事業が50%以上であることが必須であり、項目は次のとおりです。

- 1 公益事業1 交通安全に寄与するための交通安全講習会開催
- 2 公益事業2 交通安全に寄与するためのキャンペーン及び広報活動
 - ・ 飲酒運転根絶キャンペーン街頭活動
 - ・ 飲酒運転根絶を地域社会に訴える広報活動
 - ・ 利用者保護対策における活動
- 3 公益事業3 優良運転代行業者評価制度
- 4 飲酒運転ゼロを目指す SDD プロジェクトへの後援
- 5 春・秋の全国交通安全運動への参加
- 6 機関紙の発行
- 7 ホームページ、フェイスブックによる情報発信
- 8 チラシ、ノベルティの作成、配布
- 9 その他

第21条（会 費）

- 1 正 会 員 月額 5,000 円を月額 8,000 円に改定されました。
- 2 賛助会員 団体 年額 200,000 円以上は現行どおり。
個人 年額 2,000 円が廃止されました。
- 3 実 施 平成 30 年 9 月 1 日から施行されます。

事務局から 銀行等からの会費振替の会員は、9月27日（木）に9月分 8,000 円が引き落としされますので前日までに残高のご確認をお願い致します。

平成30年度役員



丹澤忠義会長
(山梨県)



板橋勇二副会長
(栃木県)



辻 哲也副会長
(滋賀県)



竹内正士専務理事
(員 外)



山田静昭理事
(北海道)



宗形三彩史理事
(福島県)



霜鳥雅一理事
(神奈川県)



沖津二郎理事
(石川県)



加々美守理事
(山梨県)



川部厚司理事
(岐阜県)



土屋廣実理事
(静岡県)



小森田政憲理事
(熊本県)



新崎勝吉理事
(沖縄県)



中山一夫監事
(茨城県)



戎井重樹監事
(員 外)

今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の罰則等一覧表

違 反 名	条 項	点数	罰 則
営業停止命令違反	第23条第1項、第25条第2項第2号、第31条	—	1年以下の懲役若しくは 50万円以下の罰金 又はこれを併科
営業廃止命令違反	第24条第1項、第25条第2項第2号及び第3号、第31条	—	
無認定営業	第5条、第32条第1号	—	30万円以下の罰金
名義貸し禁止違反	第10条、第32条第2号	2点	
保険契約締結義務違反	第12条、第32条第3号		
指示違反	第22条第1項、第25条第2項第1号、第22条第2項、 第32条第4号		
不正手段による認定	第5条第1項、第32条第5号	—	20万円以下の罰金
申請書等虚偽記載	第5条第1項、第33条第1号	2点	
認定証掲示義務違反	第6条、第33条第2号		
変更届出義務違反	第8条第1項、第33条第3号		
認定証返納義務違反	第9条第1項、第33条第4号		
料金掲示義務違反	第11条、第33条第5号		
約款掲示義務違反	第13条第1項、第33条第6号		
約款届出義務違反	第13条第3項、第33条第7号		
代行運転自動車標識表示義務違反	第16条、第33条第8号		
随伴用自動車表示義務違反	第17条第1項又は第2項、第33条第9号	2点	
帳簿等備付け義務違反	第20条第1項又は第2項、第33条第10号		
立入検査拒否等	第21条第1項又は第2項、第33条第11号		
安全運転管理者未選任	第19条第1項で読替え後の道交法第74条の3第1項、 第120条第1項第11号の3		2点
副安全運転管理者未選任	第19条第1項で読替え後の道交法第74条の3第4項、 第120条第1項第11号の3		
下命・容認行為禁止違反 (無免許)	第19条第1項で読替え後の道交法第75条第1項第1号、 第117条の4第3号、第123条	3点	1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金
下命・容認行為禁止違反 (速度)	第19条第1項で読替え後の道交法第75条第1項第2号、 第118条第1項第4号、第123条	3点	6月以下の懲役又は 10万円以下の罰金
下命・容認行為禁止違反 (酒酔い・酒気帯び)	第19条第1項で読替え後の道交法第75条第1項第3号、 第117条の2第4号、第117条の2の2第6号、第123条	3点	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
下命・容認行為禁止違反 (過労・薬物等運転)	第19条第1項で読替え後の道交法第75条第1項第4号、 第117条の2第5号、第117条の2の2第7号、第123条		
下命・容認行為禁止違反 (放置駐車)	第19条第1項で読替え後の道交法第75条第1項第7号、 第119条の2第1項第3号、第123条	2点	15万円以下の罰金
タクシー類似行為	道路運送法第4条第1項、第78条、第96条	3点	3年以下の懲役 300万円以下の罰金

支部活動報告

全国各支部で地域社会と連携して実施した諸活動を紹介します

協会福島県支部が通報制度トライアルⅡを実施

1月10日(水) 福島県いわき市内で、協会福島県支部(宗形支部長)が運転代行業者に対する街頭指導・パトロールを実施しました。

今回は事前に、調査、声かけ方法などの統一化を図り、駅前周辺で待機していた随伴用自動車を対象に、法定常備携帯書類の有無のほか、随伴用自動車の表示や行灯表示が法で定められたとおりの表示がされているか等の確認を行いました。



協会栃木県支部が通報制度トライアルⅡを実施

2月9日(金) 栃木県宇都宮市東宿郷付近において、協会栃木県支部(板橋支部長)が県庁職員、県警察本部職員、宇都宮東警察署員とともに街頭指導パトロールを行いました。他県で行った際の反省点を取り入れ、JR宇都宮駅東口の繁華街を中心に待機している代行随伴用車両に対し一台一台丁寧に声をかけ、特に「表示等」「運転代行役務提供の書面」を確認しました。また、「法令違反」「事故防止」等のチラシを説明しながら配布し、代表者へ伝えるようお願いしました。



協会茨城県支部が水戸市で街頭指導パトロールを実施

2月13日(火) 茨城県水戸市水戸駅南口付近において、協会茨城県支部(中山支部長)が県庁職員、県警察本部職員、水戸警察署員とともに運転代行業者に向けた街頭指導パトロールを、昨年末の土浦市に続き行いました。

駅南口交番前に参加者が集合し、目的及び実施要領を確認した後に、待機している代行随伴車や、待機

に入ってくる随伴車を止めて、運転手の免許証の提示、車検証、代行保険証書、随伴車保険証書、料金表、車体表示の大きさ等の確認を行いました。

中にはパトロールの様子を見つけると、そそくさと逃げ出す代行業者も見受けられました。包み隠さず街頭指導パトロールを受ける業者もあり、運転代行業に対して自信をもち適正な営業活動を行っている業者も多数ありました。



協会山梨県支部が通報制度トライアルⅡ街頭指導パトロールを実施

3月5日(月) 甲府市中心街で、協会山梨県支部(田中支部長)が県庁職員、県警察本部職員、甲府警察署員とともに、第1回目の通報制度トライアルⅡとして街頭指導パトロールを実施しました。

田中支部長から実施要領の説明がされた後、2班に分かれて中心街で待機中の随伴車に声かけを行いました。随伴車の表示や行灯、提示義務のある各書類、また免許証の確認などを行いました。当日は雨天、月曜日ということもあり通常よりも待機中の随伴車が少なかったのですが、それでも行灯の表示違反、役務提供の条件説明用書面の不備、損害賠償措置に対する不備等の違反に対し、行政職員が口頭により指導を行うほか、健全化推進員からモラルと規則を守った営業活動を実施するよう、「運転代行業者がすべきこと」のチラシを配布し健全化を訴えました。



協会栃木県支部が第2回通報制度トライアルⅡを実施

3月6日(火) 協会栃木県支部(板橋支部長)が、宇都宮市で「通報制度トライアルⅡ」の2回目として、県庁職員、県警察本部職員とともに宇都宮中央警察署東武駅交番前に集合し事前打ち合わせを実施した後に、街頭指導パトロールを実施しました。

宮園町と本町繁華街を中心にパトロールを行い、法令違反の内容が記載されたチラシを配布し指導を行いました。法令違反業者に対する「通報情報受付シー

ト」は国土交通省を通じ県庁に通報されます。前回のパトロールにおいて指摘された業者さんの中には、指摘事項が改善されており指導効果が見受けられました。



協会栃木県支部が第3回通報制度トライアルⅡを実施

3月23日（金）栃木県支部（板橋支部長）が県庁職員、県警察本部職員とともに、栃木県宇都宮市宮園町宇都宮中央警察署東武駅交番前に集合し、3回目の街頭指導パトロールを行いました。

今回のパトロールは、法令違反の内容が記載されたチラシの配布にあわせ、通報制度の説明や法令違反のチェック項目の説明及び指導を目的として、宇都宮市宮園町繁華街と宇都宮市本町繁華街を中心に、指導を行いました。以前に指導された業者さんの中には、指導項目が改善された方や「何処をどのように直せばよいのか」など、表示等の指導を求める声もあり、少しずつではありますが規則に対する意識の向上が見受けられました。



協会滋賀県支部が「春の全国交通安全運動」出陣式に参加

4月4日（水）協会滋賀県支部（足立支部長）は滋賀県守山警察署で行われた「春の全国交通安全運動」の出陣式に参加しました。当日は、守山市長、野洲市長から激励を受けたほか、旭化成キャンペーンガールが「一日守山署長」となり、マスコットとともに「春の全国交通安全運動」の出陣を力強く宣言されました。



協会茨城県支部が「春の全国交通安全運動街頭キャンペーン」に参加

4月6日（金）協会茨城県支部（中山支部長）が、土浦市役所「うらら大屋根広場」において開催された「春の全国交通安全運動街頭キャンペーン」に参加しました。

茨城県の飲酒運転による昨年の死亡事故数は、一昨年と同様全国ワーストでした。

わずかなお酒でも、運転能力・判断能力を鈍らせます。「ちょっとだけ」の軽い気持ちで重大事故につながります。飲酒運転は、単なる交通違反ではなく、悪質な犯罪です。



協会山梨県支部が「春の全国交通安全運動」に参加

4月6日（金）協会山梨県支部（田中支部長）が、笛吹市役所、中央市イオンタウン及び甲斐市役所等で行われた「春の全国交通安全運動」の出発式にそれぞれ参加しました。

式は警察署長の挨拶から始まり、市長により山梨県内で深刻化している飲酒運転の事故防止を最重要課題として飲酒運転根絶が宣言されました。その後、街頭活動に移り啓発物品などを信号待ちのドライバーや歩行者に配布しました。当支部としても引き続き運動期間中の活動に参加していく予定です。



協会栃木県支部が「平成30年春の全国交通安全運動」の活動

協会栃木県支部（板橋支部長）が、3日間にわたり春の全国交通安全運動を展開しました。

4月6日（金）宇都宮市鶴田町において、隣接幹線道路沿いに当協会ののぼり旗を揚げ、タスキ掛けした会員が歩行者には、ポケットティッシュと啓発チラシを配布し、走行中のドライバーには、「スピードダウン・全席シートベルト」のハンドボードで注意を呼び掛けました。4月8日（日）は、宇都宮市西原

町「ヴィラ・デ・マリアージュ宇都宮」において宇都宮ジャズ協会主催の『ディスティネーションキャンペーン記念 宇都宮ジャズ協会特別ライブ』に参加し、ジャズだけでなくカクテルやアレンジされたメニュー等で大盛況の会場で飲酒運転根絶を訴えました。4月9日(月)は、宇都宮市白沢町において宇都宮市東警察署員とともに、隣接幹線道路沿いに当協会ののぼり旗を揚げ、タスキ掛けをした会員がお子様をお迎えに来た保護者の方々や歩行者の方々にポケットティッシュ・チラシを配布。また、走行中のドライバーには、東警察署からお借りした「運転中の携帯電話禁止・実行しよう。皆に優しい思いやり運転」のハンドボードで注意を呼び掛けました。



協会茨城県支部が「阿見さくらまつり」において飲酒運転根絶キャンペーンを展開

4月8日(日) 協会茨城県支部(中山支部長)は、阿見町総合保健福祉会館(茨城県阿見町)「ふれあいの道」で行われた『阿見さくらまつり』に参加し飲酒運転根絶キャンペーンを行いました。

昨年に引き続き無線通信体験コーナーを開設し、親子連れを中心として約300名に無線通信体験を楽しんで頂きました。今回は、支部長手製のミニチュア運転代行車を2台用意し、座席に子どもさんに座っていただき、実際に無線通信を体験できるという臨場感溢れるものにバージョンアップさせ、初めて無線機に触る子どもさんが、最初はおっかなびっくりでも、協会支部会員による面白おかしい交信会話術ですぐに笑顔に変わり無線交信を楽しんでいました。保護者の方々も楽しそうに交信中の子どもたちをスマホで撮影したり、一緒にミニチュア代行車に乗り込み無線交信にも加わり楽しんでいたのが印象的でした。



協会石川県支部が「飲酒運転撲滅キャンペーン」を実施

4月9日(月) 協会石川県支部(中川支部長)は、飲酒が増えるこの時期に今年も石川県小売酒販組合と合同で飲酒運転撲滅キャンペーンを行いました。このキャンペーンに賛同していただいている、県庁職員、県警察本部職員の方々や人通りが多い金沢駅において、ポケットティッシュ2500個を配布しながら未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅を訴えました。



協会熊本支部が飲酒運転根絶キャンペーンを実施

4月13日(金) 協会熊本県支部(小森田支部長)は、熊本市下通COCOSA前で飲酒運転根絶キャンペーンを実施しました。

今回は、協会のほか熊本中央警察署職員、繁華街運転代行協会会員、タクシー協会会員が、通行人にポケットティッシュなどの持ち寄ったグッズを手渡し、飲酒運転根絶を訴えました。



交通安全講習会

協会宮崎県支部が30回目の合同安全研修会を実施

2月11日(日) 協会宮崎県支部(黒木支部長)は、宮崎市内ニューウェルシティ宮崎で、宮崎県自動車運転代行業協同組合とともに、事業者等約100名に対し研修会を行いました。

宮崎県警察本部 交通企画課指導係長 黒木真一警部補から、「県内の交通事故の現状と対策について」講話がされた中で、運転代行業の交通事故が平成27年度・28年度にそれぞれ6件が発生し7名の負傷者があったことなどが報告され、これまで以上に安全運転に心がけて欲しいと締めくくられました。

引き続き、本協会 丹澤忠義会長から「代行法の改正について」法律の施行に至るまでの経緯及び法律の改正等に係る手続きのほか、協会の必要性について歴史を紐解き分かりやすく説明。また、事業者から多くの要望が寄せられている代行料金について、新聞報道の「最低利用料金の基準策定」を平成30年

度末までに行うとの発表についても、分かりやすく説明がされました。また、協会が「要請書」を国土交通大臣に提出した中から、開業するためには最低でも「営業ナンバー」「3台以上」等の省令改正が必要であると明言。「法律・規則を決めても、護るのは皆さんです」と締めくくりました。

宮崎県総合政策部 米倉政彦地域交通担当から、立入検査の状況及び今後の立入検査の方針等が示されました。また、本日の研修会に参加された事業者が立入検査を実施したものとするため、会場においてアンケート調査が行われました。最後に「儲かる運転代行」にしなければ、適正な事業運営ができないと、立入検査を行った感想で締めくくられました。

最後に、協会事務局 竹内正士事務局長から、「運転代行における法令違反業者の通報制度構築等について」パワーポイントを使用して、通報制度の誕生の経緯及び1回目の実施における反省を踏まえて2回目を行っている状況が報告されました。また、法令や罰則についての説明のほか、都道府県への権限移譲の内容等についても説明がされました。

閉会にあたり、黒木支部長から、本日の講習会内容はこれからの運転代行を背負うものとして、適正化を進めるためにも本日の講話を糧として、なお一層の努力が必要と結び閉幕しました。



協会茨城県支部が「シンポジウム 飲酒運転根絶を考える会 前期土浦大会」を開催

3月22日(木) 協会茨城県支部(中山支部長)は、茨城県県南生涯学習センター多目的ホール(土浦市役所5階)において、「シンポジウム 飲酒運転根絶を考える会 前期土浦大会」を開催。茨城県は平成28年、29年と2年連続で飲酒運転による死亡事故発生件数・死者数ともに全国ワースト1位であったことから、行政、関係団体及び一般の方々と話し合う場が欲しいとの多数の意見が支部長に寄せられ、今回の飲酒運転を根絶するシンポジウムを開催することとなり参加総数約150名となりました。

主催した協会茨城県支部(中山支部長)は、冒頭、茨城県から飲酒運転を根絶する「ゼロ運動」の推進するための、この大会開催にご尽力いただいた県運転代行協会顧問伊沢勝徳県議、安藤真理子県議の紹介がされました。

中川清土浦市長から、協会の日頃の飲酒運転根絶活動への感謝、労いの言葉とともに、市町村・関係団体が

一丸となり、交通安全、飲酒運転根絶を決意し、協力を深めるよう述べられました。土浦警察署土井孝彦地域交通官・兼地域第一課長からは、飲酒運転根絶を最重点課題として、取り締まりを強化したうえ飲酒運転根絶の機運を高めると抱負を述べられました。

茨城県警察本部交通部参事官兼交通総務課長安田浩警視から「茨城県内の飲酒運転の現況について」昨年、飲酒運転事故による死亡者が16名(全国ワースト1位)や、人身交通事故のなかでも飲酒運転による交通事故の占める割合が他県より格段に大きい現状が報告されました。

茨城県生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室川上浩二室長補佐から「飲酒運転根絶県民運動について」県・市町村、警察署、関係機関等が相互に協力し、飲酒運転根絶を広報する活動の必要が訴えられました。

続いて、「飲酒運転根絶についての意見交換」と題し、10名のシンポジストが壇上に上がり、事前に行われたアンケート調査による質問及び会場参加者からの質問等についての問答が行われました。

代行関係者へは、年末年始、年度末の混雑状況の中、どのように対応しているのか、白タク行為、途中下車の具体例などの説明をもとめる質問に対し、協会から、支部ごとに有志会員が運転代行業界の適正化の実現に向け、忙しい仕事の傍らでの通報制度等の取り組み活動を実施していると報告されました。

また、交通違反をしいる運転代行業者が優良運転代行業者として認定されているとの疑問、高齢者ドライバーの数、高齢者の免許返納への施策についての質問があり、協会と県庁から事例を挙げ分かりやすく回答されました。

飲酒運転の具体的な事例についての質問では、最近、酒が抜け切れていない状態や二日酔いで検挙される運転手が増えていると警察からの報告に対する質問に、このぐらいの飲酒では捕まらないのではないのか、このぐらいの距離なら運転していけるのではないかという意識のあまさ等があるのではと解答されました。

最後に副支部長から、時間が足りなくなったことへのお詫びと、9月に水戸市で後期大会を実施することが伝えられ閉幕しました。



協会北海道支部が「北海道運転代行業者定期講習会」を開催

4月22日(日) 協会北海道支部(樋渡支部長)が、札幌市内(かでる2・7)において、「北海道運転代行業者定期講習会」を開催しました。

第一部は、北海道総合政策部交通政策局交通企画課 田村俊哉主幹から、立入検査実施において平成29年度の北海道による行政処分は2件あり、ともに「損害賠償措置義務違反」であったことが報告され、業者が運転代行業の遵守事項を良く理解してないのではないかと所見を述べられました。また、北海道支部に対し、飲酒運転根絶活動や業界の健全化等の活動を高く評価する一方、業界の健全化・発展を推進するには当協会の組織率を上げる必要があるとも述べられました。また、講演中AB間輸送についての質問に対し、平成28年10月に国土交通省から発出された健全化対策において【有償・無償に関わらず完全に違法】になると回答をされました。

続いて、北海道警察本部交通部交通企画課 加藤貴公警部の講話では、前日深夜に兵庫県姫路市で運転代行随伴車による死亡交通事故が発生、2名の方が亡くなられ代行事業者が逮捕された事案の教訓として、運転代行業は夜間走行が主であることから、ヘッドライトをハイビームで使用し視界を確保する等の安全対策を心がけるほか、本年はシートベルト非着用事故において車外に投げ出され死亡する事案が増えているので、走行前に利用者に一声着用をお願いをして欲しいと要請がありました。その後、ドライブレコーダーによる実際の事故映像を検証し要因等の解説がされました。

第二部では、当協会 丹澤忠義会長が『運転代行業界の繁栄のために』と題した講演の中で、道内認定業者は243社で、約730台もの随伴車両があるのに、講習会の参加者が少な過ぎる！と事業者の関心の低さを指摘。また、当協会に入会するにあたり「入会した際のメリットは？」と心得違いをする事業者が多すぎる。飲酒運転根絶活動や業界の健全化活動については、役員を初め会員は「飲酒運転事故関係者の悲惨な状況」を目の当たりにして「そうさせない想い」を胸に秘め日夜努力していますので、皆さんも協会に入って一緒に頑張りたい。また、運転代行料金の設定が、事業と言うにはほど遠い業者も多く、真面目な業者も中にはいるが、随伴車1台の

業者は特に業の体をなしていない現状だ。代行料金には従業員の最低賃金確保や社会保険、損害賠償措置等の経費も考えなければならないことから、現在、国土交通省に対し3台以上の認定基準を設け営業ナンバーも必須にするよう要請中と報告されました。また、他県の講習会等に参加する中で、宮崎県では行政が協会等主催の講習会を積極的に活用し、「集団指導」に代えている事例を紹介。北海道でも官民の接点を多くし「法律や規則」のこと「運転代行の現状」についても意見交換を行い業界の健全化に努めて欲しいと述べられました。

「地域社会との連携協力が必要不可欠。何時までもレベルの低い主張をしているようでは業界の社会的地位は未来永劫上がらない、飲酒運転根絶の担い手のプライドをもったプロとして、正当な報酬が得られる業界にすべし」と締めくくられました。参加者からは、今年も丹澤会長のパワー溢れる講話を聴けて良かった。もっと業者間で連携をとる様にしようと声が上がっていました。

最後に樋渡支部長から、3月5日に道庁職員、道警察本部職員、協会健全化推進員が合同で実施した随伴車運転手同意のうえでの調査(街頭指導)の結果、全般的に従業員に対する教育がされておらず、運転代行の条件説明や損害賠償措置について知識がない運転手が多かったとの所見のほか、平成29年度支部活動として、定期講習会の開催、サッポロビールおんこ祭、キリンビヤフェスタIN2017、十勝ワイン祭等で行ったJD共済プレゼンツ全国こども書道作品展示やおためし書道による飲酒運転根絶活動が報告されました。



締めくくりとして、全業者一丸となって業界の健全化・儲けの出る運転代行を目指し、協会に加入して一緒に頑張りたいと訴え、盛会の内に閉幕しました。

TOPICS

IT 導入補助金(サービス等向上 IT 導入支援事業)をご存じですか

経済産業省が打ち出す IT 導入補助金制度をご存じですか。また、運転代行業に関連のある製品では、通信ドライブレコーダー(パイオニア:ビーグルアシスト)が対象になっています。

申請期間は、二次公募:2018年6月20日から8月3日まで、三次公募:8月中旬から10月上旬予定です。随伴用自動車を多く所有されている方で、「交通事故防止」「事故処理等効率化」「安全運転指導」「運転状況の監視・確認」に大きく貢献できるとのことです。

問合せは、本部事務局にご連絡ください。

夏季休暇のお知らせ 事務局は8月14日(火)~16日(木)の3日間、夏季休暇を取らせていただきます。